

プロポジションⅡ

～ 佐賀からの提案～

平成16年7月13日

佐 賀 県

目次

1	はじめに	p 1
2	国庫補助負担金改革	p 2
3	税源移譲を含む税源配分の見直し	p 10
4	地方交付税の改革	p 21
	3兆円国庫補助負担金改革案と 佐賀県への影響	p 25
	地方向け国庫補助負担金の全体像と平成 17年度・18年度に改革すべき補助金等	p 32

1 はじめに

三位一体改革は、第一次地方分権改革において課題とされた税財源問題について、段階のステップを一步登るものであり、真の地方分権を実現するためにも、この改革を推進することが必要不可欠である。

このため、地方から具体的な提案していく必要があり、佐賀県では、昨年10月16日に「プロポジション10・16」を提案した。

三位一体改革は、県民満足度が高まるような行政サービスの実現のため、**歳入歳出両面にわたり地方の自由度を高める改革**である。

佐賀県が考えるこの改革の基本視点は、「プロポジション10・16」で述べたように、

国庫補助負担金の見直しについては、国と地方の財源争いではなく、地域の実情に応じた、きめ細かな行政サービスの提供につながるものであるべき

税源移譲については、都市と地方の税源争いではなく、行政サービスを選択する自由度の拡大につながるものであるべき

地方交付税については、単なる総額抑制ではなく、地方の効率的な行政サービスの提供につながるものであるべき

という3点である。

平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」では、

- ・平成16年秋に改革の全体像をとりまとめる
- ・平成17年度及び18年度に3兆円規模の国庫補助負担金改革を実施
- ・所得税から個人住民税への税源移譲は、概ね3兆円規模を目指す
- ・地方に対して補助金改革の具体案を取りまとめることを要請

ということが明記され、補助金改革の具体案作成というボールは、国から地方に投げ返された。

これまで、国がある制度を作る際に、地方の意見を聞くことがあっても、地方に具体案のとりまとめ、作成を要請することはなかった。この国の姿勢の変化は、昨年の佐賀県の「プロポジション」をはじめ、地方から積極的に提案活動を行ってきた結果である。

これは地方分権時代にふさわしい改革の進め方であるが、同時に、地方側のまとまりと真価が問われていると言ってよい。

三位一体改革は、この夏から秋が正念場である。
佐賀県として、この改革が真に県民満足度向上のための改革となるよう、改めて考え方を整理し、関係各位に理解を求めるものである。

2 国庫補助負担金改革

(1) 佐賀県が考える3兆円改革の視点

佐賀県としては、平成17年度及び18年度に実施する3兆円規模の国庫補助負担金改革は、次のような考え方を基本に議論すべきと考える。

地方の自由度を高め、県民満足度が向上する改革

三位一体改革は、単に国と地方の税源争いや権限争いではない。行政のあり方を「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」から「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に転換すること。すなわち行政サービスの権限を住民に近い場で行使することで、県民満足度が高まるような行政サービスを実現するための改革である。

「行政サービスの権限を住民に近い場で行使する」とは、税金の使い方を中央省庁が決めるのではなく、それぞれの地方で決定することである。それぞれの地方で税金の使い方を、住民の参加と監視の下に決定することで、限られた税収の「生きた使い方」「効率的使い方」がなされると考えている。

このように行政サービスの権限を住民に近い場に移し、県民満足度が高まるような行政サービスを実現するという観点から、国庫補助負担金の一般財源化を議論すべきである。

国と地方の役割分担を明確にした改革

三位一体改革は、補助金制度を媒体に複雑化した受益と負担の関係をできるだけ明確にする意味も持つ。したがって、国と地方の役割分担を踏まえ、「地方にできることは地方に」を基本原則とすることは当然である。

しかし、昨年度は1兆円という目標を達成するため、各省庁に補助金削減額のシェアを割り振ったことから、行政水準をどうするのか、国と地方の役割分担をどのように見直すのかといった議論なしに、単なる数合わせに終始することとなった。

国と地方の役割分担とは、「国家」が「国民」に対して提供する行政サービスを、「国＝中央政府」と「地方＝地方政府」のいずれが担うのか

ということである。

ややもすると、「国家」が「国民」に対して提供・保障する行政サービスは全て中央政府が行うべきであると思われがちであるが、そうではない。ある程度の全国統一性が求められる施策であっても、中央政府は、制度の大枠、大まかな基準設定のみを行い、地方政府が現場の実情に沿った仕組みや運用により実施することで、「国家」が「国民」に対して行政サービスを保障するものもある。したがって、行政サービスの性格や効率性などから中央政府、地方政府のいずれが担ったほうが、国民にとって望ましいことかを検討する必要がある。

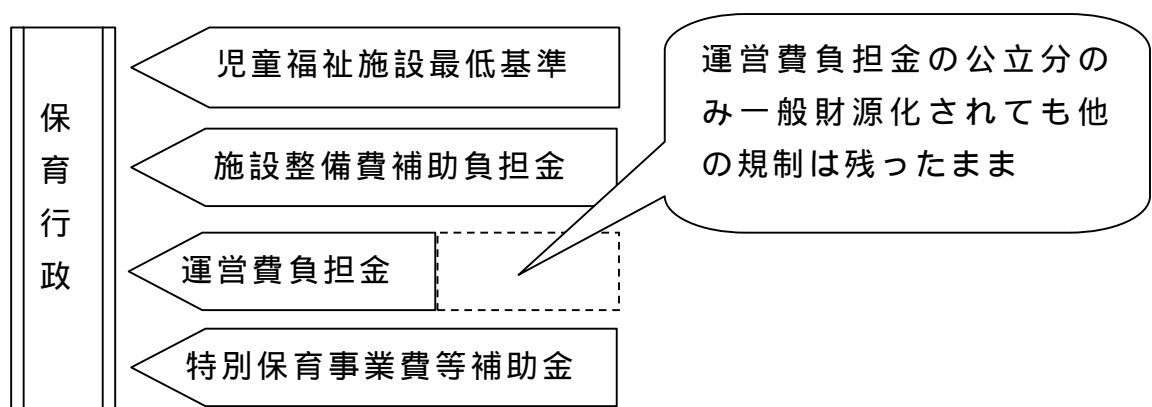
逆にいえば、国と地方の役割分担を議論することなく、ただ闇雲に一般財源化を議論することは、地方側としても厳に慎むべきである。

ある程度の施策単位での一般財源化

でふれたとおり、補助金の一般財源化は、地方が地域の実情に応じた行政サービスを提供できるよう「地方の自由度を高める」ために行われるべきものである。

地方の自由度を高めるためには、単に個別の補助金を一般財源化するのではなく、ある程度同じ行政目的をもった複数の補助金を同時に一般財源化することや、国が法令等で定めた各種基準の制定権を地方に権限移譲することが必要である。

しかし、昨年（2019年）の公立保育所運営費負担金を例にとっても、関係する補助金や国の基準制定権には何ら手をつけられなかったことから、結果として地方の自由度は高まることがなかった。



また、地方側の反対により撤回されたものの、生活保護費負担金などの補助率カットによる一般財源化が厚生労働省から提案されるなど、「地方の自由度を高める」ということの意味が、中央省庁に浸透してい

ないことも浮き彫りになった。

そこで、保育行政、子育て支援、中小企業支援といったある程度、施策としてまとまりをもった単位で一般財源化すべきか否かを判断することが必要である。

したがって、全国知事会や地方六団体で補助金改革案をまとめる際にも、各団体はこうした判断で検討することを求めたい。

事業量の縮減ではなく、一般財源化が原則

三位一体改革は地方の自由度を高める改革である。したがって、その文脈での補助金改革とは、当然一般財源化を意味する。

しかし、16年度改革では、約1兆円の補助金削減に対して、税源移譲額が約4,000億円（予定交付金含む）という結果になったが、これは主に公共事業関係を税源移譲の対象としなかったためである。

国は公共事業は建設国債を財源としていることから、移譲すべき税源がないとしているが、建設国債の償還財源は税であり、最低でも償還財源分は移譲すべき税源が存在するはずである。

また奨励的補助金の中にも、単に「事業量縮減」として税源移譲されなかったものもある。「事業量縮減」という判断に際しては、補助金廃止後に当該事務を引き続き地方が行うべきか否かという議論も地方側にわかる形でなされてはいない。

今回、佐賀県が提案している補助金改革案は、今後も引き続き地方が主体的に取り組むべき事務に係る補助金であり、一般財源化を提案するものである。そこで、国において「事業量の縮減」「事業廃止」と整理し、税源移譲の対象としない場合には、その理由を明らかにする必要がある。

権限移譲を伴う一般財源化が原則

補助金改革は「地方の自由度を高める」ために実施するものである。そのため、補助金の一般財源化に伴い、これまで国が定めていた各種規制・基準の制定権限を地方に権限移譲する必要がある。

(2) 3兆円改革案

佐賀県が考える平成17年度及び18年度に改革すべき国庫補助負担金の全体像を行政分野別に整理すると述べると次のようになる。

佐賀県は、昨年10月、平成15年度県予算に計上されている国庫補助

負担金について一般財源化すべきか否かの検討を行い、「プロポジション 10・16」として、5兆円規模の一般財源化を提案した（うち建設国債・道路特定財源を財源とする公共事業は、約3.2兆円）。

今回は、3兆円規模の一般財源化を検討するにあたり、昨年「プロポジション」を踏まえ、主に次の点について昨年と異なる判断をした。

（市町村直接補助事業の取扱い）

「プロポジション」は、県で予算化（県事業及び市町村等への間接補助）していた国庫補助負担金を対象に議論したが、今回は「オール地方で3兆円改革」という条件設定がなされたため、県予算に計上されない市町村直接補助を含む地方向け補助金全てを対象とした。

この結果、介護給付費負担金、療養給付費負担金などを検討対象に加えた（検討結果は、後述）。

（公共事業の取扱い）

「プロポジション」は、農林水産業等産業振興関係の公共事業も含めて、検討を行い、約3.2兆円分の一般財源化を提案した。しかし、平成16年度改革で見られたように、公共事業について、国は、建設国債を財源としているため、移譲すべき税源がないと主張し、償還財源分は移譲すべき税源があると主張している地方との間で共通理解ができていない。

したがって、公共事業関係は、今回、検討の対象外としている。

また、道路特定財源を除く公共事業3.2兆円を全て一般財源化しても、償還財源として移譲されるのは、地方債の償還年数が20年であることから、 $3.2 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 年} = 1,600 \text{ 億円}$ 程度にとどまり、3兆円という目標に届かないことも、今回の検討から除外している理由の一つである。

社会保障関係

福祉政策：サービスの利用者である高齢者、障害者、児童を取り巻く環境やサービスの需要などは地域ごとに異なっており、また地方の事務として定着している。

特に、介護に関して本県は、介護保険と障害者福祉を統合した新たな保険制度の創設を提案している。

高齢者や障害者を地域で支える理念の実現、施設福祉から地

域生活支援への移行の実現を図るためにも、この新たな保険制度は地方が保険者（都道府県か、市町村か、あるいは共同運営かはそれぞれの都道府県単位の選択制とすることも検討すべきと考える）として運営すべきである。

したがって、地域の実情に応じたサービス提供や施設整備を実施するためにも、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉は、地方の責任で実施し、関係する国庫補助負担金は一般財源化すべきである。

医療保険：医療保険制度は、職域単位で組織する政管健保、共済組合と地域単位で組織する市町村国保等に分かれており、医療保険全体が地方の事務になって定着しているとは言いがたい。

したがって、医療保険は国の責任で実施すべきであり、関係する国庫補助負担金は存続すべきである。

健康政策：疾患状況等は地域ごとに異なっており、また介護予防、感染症対策なども地方の事務として定着している。

したがって、介護予防、感染症対策、健康増進事業などは地方の責任で実施し、関係する国庫補助負担金を一般財源化すべきである。

一方で、国は治療方法が判明していない難病治療や海外からの伝染病対策等に専念する。

文教科学振興

義務教育：義務教育は、憲法上の要請によるものであり、教育内容・水準の確保に国が責任を負うことから、その実施にあたっての国家による一定の関与は当然である。

しかし、現在の義務教育は、学校設置は市町村、教員人事は県、給与負担は国と県、教育内容は国と、複雑な事務分担となっている。

このため、義務教育に関する国と地方の役割分担の議論を徹底して行う必要があり、この議論とともに、義務教育費国庫負担金のあり方を議論すべきである。

その他

産業政策：農林水産業や商工業等の地域産業の振興策は、地域ごとに産業構造や経済・雇用状況も異なっており、また業種の垣根を超えた連携も求められており、地方の事務としても定着している。

したがって、産業振興に係る国庫補助負担金を一般財源化すべきである。

一方で、国は経済取引の適正化、マクロ経済政策、海外との貿易交渉等に伴う施策を実施する。

エネルギー政策：電源立地関係は、国内で使用するエネルギーの安定的供給を図るものであり、そのための特定地域振興は国の責任で実施すべきである。

警察行政：国家としての基本的な役割である治安維持については、地域の治安対策、交通対策などを行う一方で、ハイテク犯罪など広域化しつつある犯罪への対応も求められていることから、現在の制度を維持すべきである。

以上の考え方に基づき、佐賀県が示す3兆円規模の国庫補助負担金改革の全体像は次表のとおりである。

(個別の国庫補助負担金についての判断は25頁。全体イメージ図は32頁)

(注) 主な国庫補助負担金のうち 印は一般財源化すべき補助金

(単位: 兆円)

	主な国庫補助負担金	国予算額	17、18 年 度一般財 源化提案 A	(参考)	
				15、16 年度 一般財源 化分 B	A + B
社会保障		11.7	2.3	0.3	2.6
負担 金	老人医療	老人医療費給付費負担金	3.6		
	国保	療養給付費等負担金	2.5		
	生活保護	生活保護費負担金	1.7		
	介護保険	介護給付費負担金	1.7	1.1	1.1
	児童保護	児童保護費等負担金	0.6	0.6	0.2
	その他	保健事業費等負担金	1.0	0.2	0.1
		身体障害者保護費負担金 児童手当関係交付金			
補助金	在宅福祉事業費補助金 社会福祉施設整備費補助金	0.5	0.4	0.4	
委託金		0.1			
文教		2.9	0.3	0.2	0.5
負担金	義務教育費国庫負担金	2.6	0.1	0.2	0.3
補助金	私立学校経常費助成費補助金 施設整備費補助金	0.3	0.2		0.2
公共事業		4.8			
負担金	下水道事業費補助 公営住宅建設費補助	3.1			
補助金	地方道路整備臨時交付金 市街地再開発事業費補助	1.7			
その他	電源立地対策特別交付金 都道府県警察費補助金 公営住宅家賃対策等補助 小規模企業等活性化補助金	1.0	0.4		0.4
合計		20.4	3.0	0.5	3.5

(注) 上記の他にも、16年度は公共事業関係補助金等約0.5兆円が削減済(一般財源化はされず)。これを加えると、18年度までの補助金改革額は4兆円となる。

15年度及び16年度に一般財源化した0.5兆円分と合わせて計3.5兆円分の国庫補助負担金一般財源化に伴う税源移譲額を試算する。負担金関係を義務的経費として10割移譲、補助金関係を8割移譲とする簡易な試算を行った。

これによると、税源移譲額は、3.25兆円となり、「基本方針2004」で目標とされる「概ね3兆円規模」の税源移譲が実現することとなる。

		補助金削減		税源移譲額
社会保障	負担金	2.11兆円	10割	2.11兆円
	補助金	0.45兆円	8割	0.36兆円
文教	負担金	0.28兆円	10割	0.28兆円
	補助金	0.20兆円	8割	0.16兆円
その他	補助金	0.43兆円	8割	0.34兆円
		3.47兆円		3.25兆円

なお、佐賀県及び県内市町村に対する補助金改革による影響額は、

【パターン1】現在の介護給付費国庫負担分を県が全額負担（全額県への一般財源化）する場合

県分127億円 市町村分100億円 合計227億円

【パターン2】現在の介護給付費国庫負担分を県と市町村が1/2ずつ負担（県・市町村へ1/2ずつ一般財源化）する場合

県分78億円 市町村分149億円 合計227億円

となる。

3 税源移譲を含む税源配分の見直し

(1) 個人住民税比例税率化による税源移譲

国庫補助負担金改革に伴う税源移譲として、基本方針 2004 では「概ね 3 兆円規模」という規模と「所得税から個人住民税」という税目が示された。

佐賀県では、昨年「プロポジション 10・16」で消費税による税源移譲を提案してきたが、今回の個人住民税による移譲決定についても、個人住民税が、地域間の偏在性が約 3 倍と比較的小さく、かつ景気に左右されない安定的な税目であることから、平成 18 年度までに 3 兆円規模の税源移譲を個人住民税で行うことは、高く評価する。

この 3 兆円規模の個人住民税への税源移譲による佐賀県への移譲額を試算すると次のようになる。

【p 9 のパターン 1 の場合】

3 兆円規模の税源移譲の場合、住民税の 10% 比例税率化が必要となる。10% の都道府県、市町村の配分比率を仮に、都道府県 4%、市町村 6% として試算すると、県税で約 100 億円、市町村民税で約 63 億円が税源移譲される。

	現在	税源移譲後	移譲額
個人県民税	約 108 億円	約 208 億円	約 100 億円
個人市町村民税	約 250 億円	約 313 億円	約 63 億円
合計	約 358 億円	約 521 億円	約 163 億円

(平成 15 年度市町村税課税状況調を基にした機械的試算)

なお、補助金改革に伴う削減額と税源移譲額を比較すると下表のようになる。このように本県のように、税源が不足する地域では補助金削減見合いの税源移譲額とならないことから、これまで以上に地方交付税の財源調整機能の発揮が求められる。

	補助金改革による国庫減 A	税源移譲額 B	差引 C = A - B	基準財政需要額の付替 D	影響額 C + D
県	127 億円	100 億円	27 億円	46 億円	73 億円
市町村	100 億円	63 億円	37 億円	+ 46 億円	+ 9 億円
合計	227 億円	163 億円	64 億円		64 億円

(注)「基準財政需要額の付替」とは、これまで市町村が実施していた国庫補助事業に対する県義務負担分については交付税措置(基準財政需要額に計上)されていたため、一般財源化に伴い、県義務負担分も含めて市町村の基準財政需要額に計上することである。

【p 9 のパターン 2 の場合】

パターン 2 の場合、補助金改革による国庫削減額は、市町村分が大きいことから、都道府県 3 %、市町村 7 %と、パターン 1 に比べて市町村により多く配分するとして試算すると、**県税で約 4 8 億円、市町村民税で約 1 1 5 億円が税源移譲**される。

	現在	税源移譲後	移譲額
個人県民税	約 1 0 8 億円	約 1 5 6 億円	約 4 8 億円
個人市町村民税	約 2 5 0 億円	約 3 6 5 億円	約 1 1 5 億円
合計	約 3 5 8 億円	約 5 2 1 億円	約 1 6 3 億円

(平成 15 年度市町村税課税状況調を基にした機械的試算)

同様に、補助金改革に伴う削減額と税源移譲額を比較すると下表のようになる。パターン 1 と同様、補助金削減見合いの税源移譲額とならないことから、これまで以上に地方交付税の財源調整機能の発揮が求められる。

	補助金改革による国庫減 A	税源移譲額 B	差引 C = A - B	基準財政需要額の付替 D	影響額 C + D
県	7 8 億円	4 8 億円	3 0 億円	4 6 億円	7 6 億円
市町村	1 4 9 億円	1 1 5 億円	3 4 億円	+ 4 6 億円	+ 1 2 億円
合計	2 2 7 億円	1 6 3 億円	6 4 億円		6 4 億円

(注)「基準財政需要額の付替」とは、これまで市町村が実施していた国庫補助事業に対する県義務負担分については交付税措置(基準財政需要額に計上)されていたため、一般財源化に伴い、県義務負担分も含めて市町村の基準財政需要額に計上することである。

(2)さらなる「歳入の自由度」をめざして

三位一体改革は、平成18年度までを一つの区切りとしている。しかし、「地方にできることは地方に」という地方分権の取組は、平成18年度で終わって良いものではない。

そこで、平成18年度以降の分権改革に資するよう、地方の「歳入の自由度」を高める観点から、地方税制について次のように提案する。

現在の地方税制の課題

現在の地方税制の抱える課題は、「偏在性」と「不安定性」という言葉で端的に言い表すことができる。

(偏在性)

下の表は、都道府県税収（消費税については清算、市町村交付後）の住民1人当たりの偏在性（地域格差）を税収全体と主な税目で示したものである。

《現在の税制》 住民1人当たりの偏在性（地域格差）

		偏在性	決算額	シェア
全税収計		2.70倍	12.6兆	100
主 な 税 目	個人県民税	2.75倍	2.3兆	18
	地方消費税	1.93倍	1.2兆	10
	法人県民税法人税割	6.52倍	0.6兆	5
	法人事業税	7.59倍	3.5兆	27

《都道府県別指数》 指数 = 全国平均 100 とした場合の指数

	全税収	個人県民税	地方消費税	法人県民税 法人税割	法人事業税
1位	東京 174	東京 163	東京 140	東京 268	東京 276
47位	沖縄 65	沖縄 59	沖縄 73	奈良 41	奈良 36
格差	2.70倍	2.75倍	1.93倍	6.52倍	7.59倍
(参考)	佐賀 86 (29位)	佐賀 66 (41位)	佐賀 97 (21位)	佐賀 56 (38位)	佐賀 70 (27位)

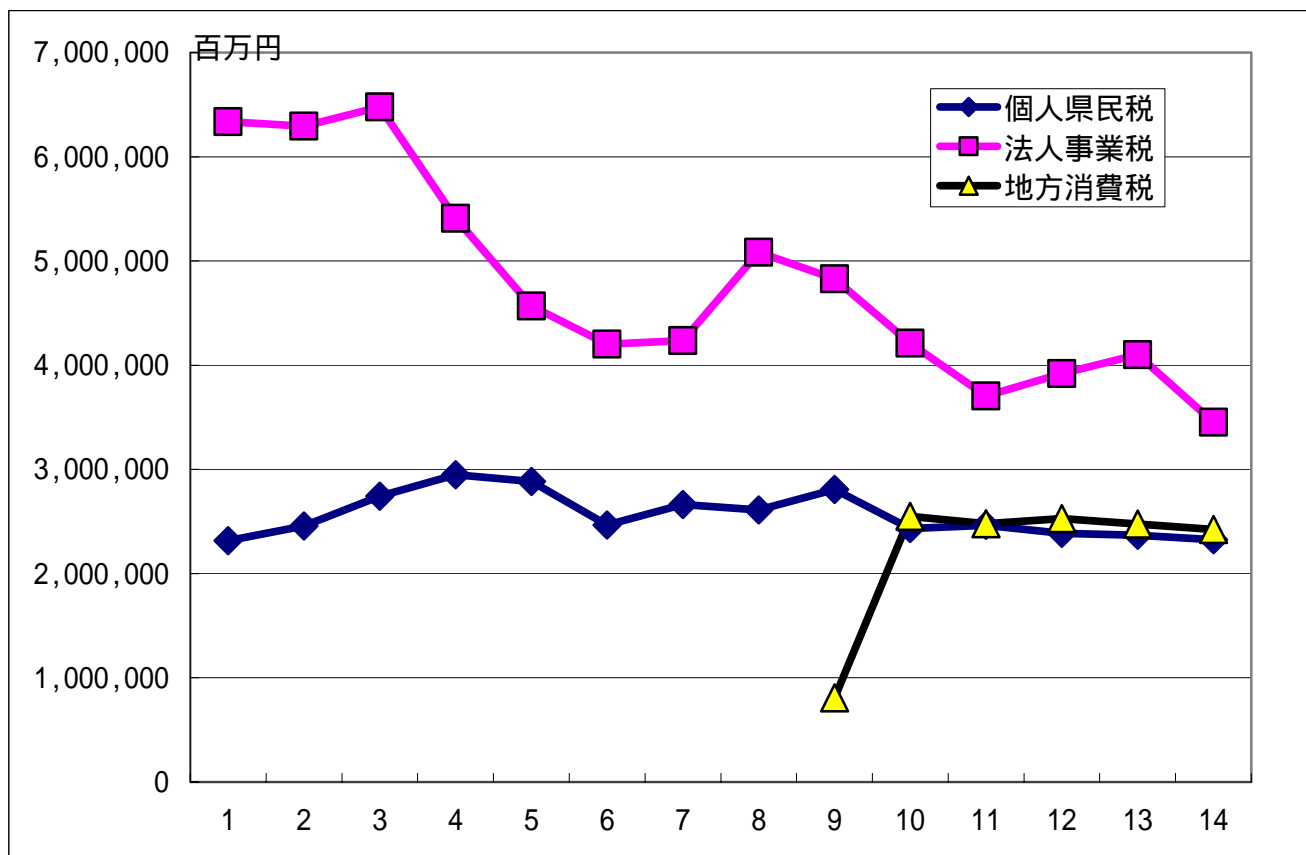
これをみてわかるとおり、全税収、個人県民税、地方消費税の偏在性は、約2～3倍であるのに対して、法人県民税法人税割と法人事業税のいわゆ

る「法人二税」の偏在性は約7倍と、著しい地域格差が生じていることがわかる。

しかも、その法人二税は、経済活動が停滞している時点においても、都道府県税の約1/3を占めており、都道府県税収にとって主力の税目となっていることから、全税収の偏在性も3倍弱となっている。

(不安定性)

下の表は、平成元年以降の法人事業税、個人県民税、地方消費税の税収の推移である。



これを見てわかるとおり、個人県民税、地方消費税が安定的な税収をもたらしているのに対し、法人事業税は、景気低迷により税収が激減し、平成14年度は、ピーク時の平成3年度の約53%まで落ち込んでいる。この傾向は、大都市の自治体ほど顕著である。

《平成元年度の各団体の法人事業税を100とした場合の14年度税収》

団体	大阪	東京	愛知	鳥取	島根	佐賀
指数	40.0	57.3	65.0	65.2	74.3	76.4

（経済指標と税収指標の比較）

下の表は、1人当たり県民所得や、1人当たり県内総生産といった経済指標と、これまで見てきた個人住民税や地方消費税などの税の偏在性を比較したものである。

		偏在性（格差）	地域間
経済格差	県民所得	2.1倍	東京 - 沖縄
	県内総生産	2.7倍	東京 - 奈良
税収格差	個人県民税	2.8倍	東京 - 沖縄
	地方消費税	1.9倍	東京 - 沖縄
	法人県民税法人税割	6.5倍	東京 - 奈良
	法人事業税	7.6倍	東京 - 奈良

これをみると、**県民1人当たり県民所得や県内総生産といった経済格差以上に、法人二税の税収格差が存在することがわかる。**

法人二税はともに、法人が複数の都道府県に事務所を設け企業活動を行うことがあるため、いわゆる分割基準に従い課税標準（法人県民税は法人税額、法人事業税は所得や収入金額など）を関係する都道府県に分割し、課税している。

この分割基準は、これまでも数回にわたり見直されているが、上表を見る限り、法人二税を地方税とする場合、現在の分割基準をどのように見直すのかという論点だけでなく、法人二税は本当に分割できるものなのか、という点について今後議論が必要と考える。

基本的な考え方

今まで見てきたような「偏在性」「不安定性」という課題から、個人住民税による3兆円税源移譲後に、税源移譲を含む税源配分の見直しを検討するにあたっては、次の視点を欠かすことができない。

全ての地方公共団体に「歳入の自由度」を保障

三位一体改革は、それぞれの地域が、それぞれの地域の実情に応じた行政サービスを展開することを可能にすることで、「県民満足度の向上」を目指す改革であり、その手段として歳入・歳出両面にわたり地方の自由度を高めるものである。

しかしながら、現在の地方税制は住民税や消費税など偏在性の少ない

税目がある一方で、法人二税のように偏在性が高い税目もある。仮に、偏在性の高い法人二税が税源移譲の対象税目となれば、都市部への移譲額が相対的に大きく、地方部への移譲額は小さいものとなり、結果として、都市部においては歳入の自由度が高まるものの、地方部においては自由度は余り高まらないことになる。

昨年から、住民税や消費税などの基幹税による税源移譲を求めてきたが、こうした「歳入の自由度」という観点からも、偏在性の少ない住民税や消費税の充実が求められる。

景気に左右されない安定的な税目を確保

今後、地方公共団体が提供する行政サービスの中で、教育（義務教育、高等教育）、福祉（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉）の比重がこれまでもまして高まることが予想される。

こうした経常的・固定的ともいふべき行政サービスを地方公共団体の自己決定と自己責任の下、確実に住民に対して提供するためには、その財源である税収には安定性が求められる。

既に見てきたように、これまで都道府県税収の太宗をなしてきた法人二税は、その税収額が景気に左右されやすいという課題を抱えている。この点からも景気に左右されにくく安定的な税目である住民税や消費税の充実が求められる。

法人二税についての問題提起

法人二税は、偏在性と不安定性という課題を抱えているが、それだけでなく、

- ・現在の分割基準が十分その機能を果たしているのか、あるいは、そもそも分割することは不可能ではないのか。
- ・法人の活動がグローバル化しつつあり、かつ法人に対する政策が、企業の国際競争力の強化や設備投資の誘引といった国としてのマクロ経済政策と密接な関係があることから、地方税として法人二税があることは受益と負担の関係から適切なものなのか
- ・法人が地方公共団体から受ける受益に対する負担としては、法人住民税均等割のみとし、法人税割と法人事業税については、国税である法人税に一本化すべきではないのか

という点について今後議論をしていく必要があると考える。

こうした課題解決の1つの方法として、法人二税を国税である法人税に一本化し、それと同額を消費税のうち地方消費税の比率を高めるとい

う「国税と法人税の交換」も検討すべきである。

「個人住民税 3 兆円移譲後の」具体的な改革案

の基本的な考え方に基づき具体的な改革案を次のとおり示す。

ア 補助金改革に伴う税源移譲

三位一体改革は、平成 18 年度を一つの目標年次に行っているが、国庫補助負担金改革に伴う税源移譲という地方分権改革は、平成 18 年度で終わるものではなく、それ以降も引き続き取り組んでいかなければならない問題である。

平成 18 年度までの改革に伴う税源移譲は、個人住民税への移譲で受けることとして、それ以降の補助金改革に伴う税源移譲にあたっては、

- ・平成 18 年度以降に改革すべき補助金として考えられるのは、消費税を原資としている社会保障関係負担金であること
- ・目標年次や目標規模を定めるのではなく、必要なときに適宜見直しを行い税源移譲することが求められること

から、国から地方への移譲が配分比率の変更のみと技術的に簡便な消費税から地方消費税への移譲を基本とすべきである。

イ 国税と地方税の交換

法人二税の「偏在性」「不安定性」に加え、企業活動のグローバル化や企業に対する政策とマクロ経済政策が密接な関係があることを考えると、果たして法人二税は地方税としてふさわしいのか、という課題があることを先に指摘した。

そこで、これを国と地方の税源配分の問題として捉え、今後の議論を深めるために、

法人住民税法人税割（約 2 . 1 兆円）を国税化（法人税へ吸収）し、同額を地方消費税で地方税化する「法人税割と消費税の交換」

について平成 14 年度決算をもとに試算すると、消費税の配分比率は次のようになる。

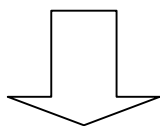
	現在		法人税割と 消費税の交換	交換後	
	消費税収	%		消費税収	%
国	9.8兆円	4.0	2.1兆円	7.7兆円	3.2
県	1.2兆円	0.5	+0.6兆円	1.8兆円	0.7
市町村	1.2兆円	0.5	+1.5兆円	2.7兆円	1.1
合計	12.2兆円	5.0	±0.0兆円	12.2兆円	5.0

これによると、法人税割全額2.1兆円を国税化する代わりとして、地方消費税を現在の1%（県0.5、市町村0.5）から1.8%（県0.7、市町村1.1）に引き上げることが必要になる。

これは、地方税収の内訳としても、偏在性の高い法人二税のシェアが低くなり、その分偏在性の低い地方消費税のシェアが高まることから、地方税収の全体の偏在性も下表のように縮小することから、地方税制の偏在性を是正する方法の一つとして提案する。

《現在の税制》

		偏在性	決算額	シェア
全税収計		2.70倍	12.6兆	100
主 な 税 目	個人県民税	2.75倍	2.3兆	18
	地方消費税	1.93倍	1.2兆	10
	法人県民税法人税割	6.52倍	0.6兆	5
	法人事業税	7.59倍	3.5兆	27



《法人税割と消費税交換後の税制》

		偏在性	決算額	シェア
全税収計		2.57倍	12.6兆	100
主 な 税 目	個人県民税	2.75倍	2.3兆	18
	地方消費税	1.93倍	1.8兆	14
	法人県民税法人税割	6.52倍		
	法人事業税	7.59倍	3.5兆	27

この検討は、補助金改革に伴う税源移譲と異なり、国税と地方税の総額は不変で徴収税目を「交換」する作業であることから、早急に検討を開始することを提案する。

なお、法人事業税については、平成16年度より資本金1億円以上の法人に対しては外形標準課税が導入されたことから、今後の外形標準課税の対象拡大等の議論を行いつつ、国税との交換を検討すべきである。

4 地方交付税の改革

(1) 現在の地方交付税制度の課題

地方財政対策・地方財政計画の作成過程

地方交付税総額は、年末の地方財政対策とそれに引き続く地方財政計画により決定されるが、この地方財政対策・地方財政計画の作成過程に、地方公共団体は関与していない。

このため地方側にとっても、予算編成が大詰めになった年末になってはじめて交付税総額を知ることとなり、平成16年度予算編成時のように予想を上回る削減がなされた場合、予算編成作業のやり直しを迫られることとなった。

地方交付税が「地方の固有財源」であることを考えると、その総額を決定する地方財政対策・地方財政計画の作成に地方が関与する仕組みを導入する必要がある。

いわゆる「乖離」「逆乖離」

平成16年度の地方財政計画作成時には、投資的経費（単独）の計上額と決算額に乖離が生じていることが問題視され、これを是正する意味からも投資的経費（単独）が約1.4兆円（9.5%）削減されることとなった。

しかし、下表を見てもわかるように、投資的経費（単独）では、計画額よりも決算額が6.0兆円下回る乖離が生じているが、逆に一般行政経費（ソフト事業）では計画額より決算額が7.6兆円上回るいわゆる逆乖離が生じている。

	地方財政計画	決算	計画 - 決算
一般行政経費	20.0 兆円	27.6 兆円	7.6 兆円
投資的経費(単独)	17.4 兆円	11.4 兆円	+ 6.0 兆円
歳出合計	92.5 兆円	94.3 兆円	1.8 兆円

(平成13年度 地方財政計画決算)

この一般行政経費の決算超過分は、乳幼児医療費助成や保育料減免など地方が独自に実施している少子化対策や、私学助成、土地改良関係償還助成などの施策を実施していることから生じるものである。

財務省は、投資的経費（単独）の計上額を削減する一方で、一般行政経費の計上額を上積みしていない。この理由として、医療費助成などは

「無駄」「バラマキ」であると批判する向きもあるが、佐賀県としては、この決算乖離の問題は、住民の行政に対するニーズが、公共事業中心のハード整備から、福祉・子育て・環境といったソフト事業へシフトした結果と考えている。

例えば、乳幼児医療費助成一つ取ってみても、国が、子育てのために医療保険制度の中でできることは何かということ制度設計者として検討しなかった結果、ほぼ全国の地方公共団体が子育て費用の負担軽減のため助成を行っているものであり、いわば国民ニーズに反応しない国になりかわって、地方が単独助成を実施しているものである。

こうした施策を「無駄」「バラマキ」と評価するか、あるいは住民ニーズに対応した結果と評価するかは、一概には決しがたいところもある。だからこそ、これまでのように一方的に国が決めるのではなく、地方も関与した計画作成が求められる。

交付税原資に関する課題

現在、地方交付税は、国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を原資としているが、これは一旦一般会計に入った後に、地方交付税交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられている。

そもそも地方交付税は、地方が国民に対して提供すべき行政サービスを実施するために必要な財源である。今後、国と地方の役割分担をはっきりさせることで、地方が責任を持って実施すべき行政分野もより明確になってくる。

この性格をより一層明確にするためにも、交付税原資は、一般会計から繰り入れるのではなく、交付税特別会計へ直入すべきである。

(2) 基本的な考え方と具体的な改革案

国と地方の協議の制度化

交付税改革に対する基本的な考え方として、まず地方財政計画をどのように理解するかをはっきりさせておく必要がある。財務省作成資料では、地方財政計画は、単純に国が地方の財源不足を補填する仕組みであるかのような説明がなされているが、これは完全な間違いである。

地方財政計画は単に地方に財源保障している仕組みではなく、法令等により実施すべき行政サービスをはじめ、地方が実施主体として行う行政サービスの水準を、政府（中央政府＋地方政府）として国民に対して保障する仕組みである。

地方財政計画が国民に行政サービスを保障する仕組みである以上、その見直しの議論のポイントは「いくら削減するのか」という議論ではなく、「あるべき行政サービスの水準はどの水準か」という議論になる。

一部の地方公共団体には、交付税の総額の確保を至上命題のように掲げる向きもあるが、佐賀県としては、現在、700兆円ものの借金を抱えている我が国において財政再建もまた一つの緊急課題であることから、財源保障機能と財源調整機能は維持しつつ、その財源保障の範囲、つまりあるべき行政サービスの水準を見直すのもやむを得ないと考えている。

この議論をするためにも、地方財政対策や地方財政計画を国が一方的に決定するのではなく、

- ・地方財政計画の作成に際して、国から地方に対する意見聴取を義務付けること
- ・地方財政計画の作成に際して、地方からの質問権とそれに対する国の回答義務を創設

することが必要である。

地方交付税法第20条の2の活用

国庫補助負担金を堅持する主張の一つに、「法令により義務づけられた全国統一の行政水準を確保するためには、国庫補助負担金が必要であり、交付税制度ではそれが担保されない」というものがある。

しかし、地方交付税法第20条の2は、

- ・事業省庁は、所管行政に関し、地方自治体が法令により義務づけられた行政水準を低下させている場合は、地方に対し、それを備えるべき旨の勧告をすることができる
- ・地方がこの勧告に従わない場合は、事業省庁は総務大臣に交付税の減額、返還措置を請求できる
- ・総務大臣は、地方の弁明を聞いた上で、交付税を減額、返還させると規定している。

この規定を有効に活用することで、地方交付税制度を通じて、法令により義務づけられた全国統一の行政水準を確保することができる。

交付税原資の特別会計直入化と徴収委託の明確化

地方交付税は、決して国からもらう財源ではなく、「地方の固有財源」であり、国税の徴収システムを活用してその原資を集めているに過ぎない。

こうした認識にたち、現在の地方消費税の徴収方法に倣い、地方も徴収に対する応分の負担をし、交付税原資を一般会計から特別会計に繰り入れる現在の方式を改め、**交付税特別会計に直入すべきである。**

将来的には、交付税は国による算定ではなく、地方間で協議の上、配分する仕組みとすることが望ましい。先に述べた「国と地方の協議の制度化」「交付税原資の特別会計直入化と徴収委託の明確化」は、その第一歩として実現を求める。

5 おわりに

8月20日までに地方六団体は補助金改革の具体案を取りまとめ、内閣に提出することとなっている。その後、経済財政諮問会議での集中審議を経て、秋には平成18年度までに三位一体改革の全体像が示される。

今後も、この改革が、国民にとって意義のある改革となるよう、佐賀県としても積極的に提案していくこととしており、関係者のご理解とご協力を強く求めるものである。

3兆円国庫補助負担金改革案と佐賀県への影響

(判断) 「16残一財化」:16年度に一部又は関係する他の補助金が一般財源化され、残る部分も直ちに一般財源化すべき
「一財化」:17年度及び18年度に一般財源化すべき

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
内閣府	生活情報体制整備等交付金	一財化	791	791	6,190	1,380
内閣府	交通事故相談所交付金	一財化	167	167	2,813	
内閣府	内閣府計		958	958	9,003	1,380
警察庁	都道府県警察費補助金		30,270			
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金		21,394			
警察庁	警察庁計		51,664			
総務省	消防防災施設整備費補助金	一財化	4,633	4,633		16,401
総務省	消防防災設備整備費補助金	16残一財化	11,272	11,272		148,902
総務省	総務省計		15,905	15,905		165,303
文部科学省	義務教育費国庫負担金		2,389,838			
文部科学省	公立養護学校教育費国庫負担金		123,008			
文部科学省	公立文教施設整備等都道府県事務費交付金	一財化	186	186	3,579	
文部科学省	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	一財化	722	722	7,497	
文部科学省	学校教育設備整備費等補助金	一財化	2,236	2,236	79,774	
文部科学省	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	一財化	14,067	14,067	24	37,531
文部科学省	高等学校等奨学事業費補助金	一財化	4,532	4,532	31,272	
文部科学省	特殊教育就学奨励費補助金	一財化	2,005	2,005	14,010	
文部科学省	特殊教育就学奨励費負担金	一財化	4,035	4,035	44,941	
文部科学省	教員研修事業費等補助金	16残一財化	5,575	5,575	60,160	
文部科学省	公立学校等施設整備費負担金	一財化	72,635	72,635		261,620
文部科学省	公立学校等施設整備費補助金	一財化	62,200	62,200	182	230,064
文部科学省	公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	一財化	744	744	5,000	
文部科学省	私立高等学校等経常費補助金	一財化	97,232	97,232	502,621	
文部科学省	地方スポーツ振興費補助金	一財化	1,419	1,419	739	1,760
文部科学省	国宝重要文化財等整備費補助金		2,696			
文部科学省	史跡等購入費補助金		15,339			
文部科学省	地域改善対策高等学校等進学奨励費補助金	一財化			656	
文部科学省	文部科学省計		2,798,469	267,588	750,455	530,975
厚生労働省	医療関係者養成確保対策費等補助金	16残一財化	8,670	8,670	101,032	
厚生労働省	麻薬取締員費等交付金	一財化	457	457	7,523	
厚生労働省	科学試験研究費補助金		9,649			
厚生労働省	医療施設運営費等補助金		18,736			
厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金		17,074			

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
厚生労働省	医療施設等設備整備費補助金		3,451			
厚生労働省	歯科保健医療事業費補助金	一財化	675	675	7,621	
厚生労働省	疾病予防対策事業費等補助金 (除く難病患者認定適正化事業)	16残一財化	6,368	6,368	24,033	2,314
厚生労働省	保健事業費等負担金	一財化	30,356	30,356	156,814	194,364
厚生労働省	保健衛生施設等設備整備費補助金	一財化	4,823	4,823	1,201	43,672
厚生労働省	保健衛生施設等施設整備費補助金	一財化	10,161	10,161	7,727	93,593
厚生労働省	原爆被爆者介護手当等負担金		1,204			
厚生労働省	原爆被爆者手当交付金		102,778			
厚生労働省	原爆被爆者健康診断費交付金		3,436			
厚生労働省	原爆被爆者葬祭料交付金		1,485			
厚生労働省	結核医療費補助金	一財化	508	508	1,910	
厚生労働省	結核医療費負担金		7,358			
厚生労働省	職業転換訓練費負担金	一財化	3,056	3,056	32,561	
厚生労働省	職業転換訓練費交付金等	一財化	12,232	12,232	19,633	
厚生労働省	職業能力開発校施設整備費等補助金	一財化	5,555	5,555	28,075	
厚生労働省	在宅福祉事業費補助金	16残一財化	114,173	114,173	536,221	1,088,686
厚生労働省	地方改善事業費補助金	一財化	8,118	8,118	29,985	
厚生労働省	地方改善施設整備費補助金	一財化	2,225	2,225		12,913
厚生労働省	社会福祉施設等設備整備費補助金	16残一財化	1,841	1,841	4,880	
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	16残一財化	99,814	99,814	1,080,878	
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費負担金	16残一財化	15,537	15,537	246,568	
厚生労働省	児童保護費等補助金	一財化	65,888	65,888	223,910	1,508,281
厚生労働省	児童福祉事業対策費等補助金	16残一財化	578	578	12,288	1,016
厚生労働省	児童保護費等負担金 (私立保育所)	16残一財化	266,500	266,500	1,873,420	3,760,740
厚生労働省	児童保護費等負担金	一財化	357,500	357,500	373,479	428,272
厚生労働省	母子保健衛生費補助金	一財化	512	512	4,022	
厚生労働省	母子保健衛生費負担金	一財化	1,402	1,402	5,500	13,269
厚生労働省	児童扶養手当給付費負担金		301,317			
厚生労働省	事務取扱交付金 (特別児童扶養手当)	一財化	858	858	4,469	
厚生労働省	婦人保護事業費補助金	一財化	1,691	1,691	25,635	
厚生労働省	婦人保護事業費負担金	一財化	839	839	6,982	
厚生労働省	生活保護費補助金		8,179			
厚生労働省	生活保護費負担金		1,738,400			
厚生労働省	身体障害者福祉費補助金	一財化	10,161	10,161	26,364	79,906
厚生労働省	身体障害者保護費負担金	一財化	104,600	104,600	266,821	609,661
厚生労働省	特別障害者手当等給付費負担金		34,621			

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
厚生労働省	麻薬等対策推進費補助金	一財化	108	108	942	
厚生労働省	精神保健対策費補助金	一財化	23,113	23,113	321,462	101,407
厚生労働省	精神障害者措置入院費等負担金	一財化	4,321	4,321	71,874	
厚生労働省	介護保険事業費補助金	一財化	7,181	7,181	20,027	52,516
厚生労働省	養護老人ホーム等保護費負担金	一財化	56,728	56,728	208,234	413,003
厚生労働省	介護給付費等負担金	一財化	1,090,300	1,090,300	9,735,413	
厚生労働省	老人医療給付費負担金		2,543,400			
厚生労働省	老人医療費適正化推進費補助金		3,503			
厚生労働省	療養給付費等補助金		186,718			
厚生労働省	療養給付費等負担金		1,694,400			
厚生労働省	老人保健医療費拠出金負担金		815,548			
厚生労働省	老人保健医療費拠出金補助金		104,500			
厚生労働省	介護納付費負担金		249,500			
厚生労働省	介護納付費補助金		23,287			
厚生労働省	国民健康保険特別対策費補助金		3,823			
厚生労働省	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金		5,588			
厚生労働省	水道施設整備費補助		96,284			
厚生労働省	児童育成事業費補助金	16残一財化	28,578	28,578	205,965	205,225
厚生労働省	中小企業福祉事業費等補助金	一財化	2,092	2,092	2,789	2,333
厚生労働省	技能向上対策費補助金	一財化	1,591	1,591	21,597	
厚生労働省	被用者児童手当交付金		95,199			
厚生労働省	非被用者児童手当交付金		34,677			
厚生労働省	特例給付交付金		41,688			
厚生労働省	被用者就学前特例給付交付金		163,113			
厚生労働省	厚生労働省計		10,658,026	2,349,110	9,092,267	8,611,171
農林水産省	総合食料対策事業推進費補助金	一財化	896	896	4,215	
農林水産省	総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金	一財化	2,778	2,778	15,563	
農林水産省	生産振興総合対策事業費補助金		8,849			
農林水産省	農業生産振興事業推進費補助金	一財化	225	225	13,948	
農林水産省	農業生産振興地方公共団体事業推進費補助金	一財化	1,210	1,210	183,102	
農林水産省	植物防疫事業交付金	16残一財化	364	364	5,018	
農林水産省	牛肉等関税財源生産振興総合対策費補助金	一財化	8,547	8,547	20,240	
農林水産省	家畜伝染病予防負担金	一財化	1,354	1,354	11,935	
農林水産省	農業経営対策事業費補助金	一財化	21,509	21,509	270,566	
農林水産省	農業経営対策事業推進費補助金	一財化	3,127	3,127	45,212	
農林水産省	農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	一財化	1,149	1,149	11,437	

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
農林水産省	農業委員会交付金	一財化	10,805	10,805		180,964
農林水産省	都道府県農業会議議員手当等負担金	一財化	609	609	17,195	
農林水産省	農業信用保証制度円滑化対策費補助金	一財化	590	590	10,008	
農林水産省	農業近代化資金利子補給等補助金	一財化	3,547	3,547	109,410	
農林水産省	農業共済事業事務費負担金	一財化	43,915	43,915	802,000	
農林水産省	協同農業普及事業交付金	一財化	23,429	23,429	29,608	
農林水産省	農地調整費交付金	一財化	155	155	1,041	
農林水産省	農村振興対策事業費補助金	一財化	47,507	47,507	307,755	
農林水産省	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	一財化	7,490	7,490	20,057	
農林水産省	中山間地域等振興対策事業費補助金	一財化	1,841	1,841	117,705	
農林水産省	中山間地域等直接支払費交付金					
農林水産省	山村振興等対策事業費補助金		10,042			
農林水産省	海岸保全施設整備事業費補助					
農林水産省	かんがい排水事業費補助		30,021			
農林水産省	経営体育成基盤整備事業費補助		71,440			
農林水産省	諸土地改良事業費補助		6,097			
農林水産省	畑地帯総合農地整備事業費補助		23,231			
農林水産省	農道整備事業費補助		44,953			
農林水産省	農業集落排水事業費補助		60,707			
農林水産省	農村総合整備事業費補助		13,698			
農林水産省	農村振興整備事業費補助		25,786			
農林水産省	中山間総合整備事業費補助		49,762			
農林水産省	農地防災事業費補助		33,082			
農林水産省	農地保全事業費補助		9,153			
農林水産省	農地環境保全対策事業費補助		7,493			
農林水産省	土地改良施設管理費補助		6,346			
農林水産省	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助		18,489			
農林水産省	農業用施設等災害関連事業費補助		443			
農林水産省	農林水産試験研究費補助金	一財化	127	127	3,198	
農林水産省	森林資源管理費補助金	一財化	2,729	2,729	5,417	493
農林水産省	森林資源地方公共団体管理費補助金	一財化	909	909	16,718	
農林水産省	林業生産流通振興事業費補助金	一財化	333	333	3,280	
農林水産省	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	一財化	1,307	1,307	11,551	
農林水産省	林業生産流通総合対策施設整備事業費補助金		11,283			
農林水産省	林業普及指導事業交付金	一財化	3,384	3,384	37,523	
農林水産省	森林整備地域活動支援交付金		7,295			

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
農林水産省	森林整備地域活動支援推進費補助金					
農林水産省	森林環境保全整備事業費補助		41,409			
農林水産省	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助		2,088			
農林水産省	森林居住環境整備事業費補助		31,212			
農林水産省	林道施設災害復旧事業費補助		1,548			
農林水産省	災害関連緊急治山等事業費補助		1,996			
農林水産省	水産業改良普及事業交付金	一財化	593	593	12,101	
農林水産省	漁業調整委員会等交付金	16残一財化	222	222	5,508	
農林水産省	水産業振興事業費補助金	一財化	1,046	1,046	15,358	
農林水産省	水産業振興地方公共団体事業費補助金	一財化	3,306	3,306	51,599	
農林水産省	水産業振興総合対策施設整備費補助金		11,930			
農林水産省	海岸保全施設整備事業費補助					
農林水産省	海岸環境整備事業費補助		2,213			
農林水産省	水産物供給基盤整備事業費補助		65,841			
農林水産省	水産資源環境整備事業費補助		3,110			
農林水産省	漁村総合整備事業費補助		13,521			
農林水産省	漁業近代化資金利子補給等補助金	一財化	1,682	1,682	23,801	
農林水産省	米需給調整総合対策事業推進費補助金	一財化	3,769	3,769	44,514	
農林水産省	森林保険特別会計都道府県事務取扱交付金	一財化	878	878	9,188	
農林水産省	農地保有合理化促進対策費補助金	一財化	5,032	5,032	28,776	
農林水産省	事務取扱交付金	一財化	2,026	2,026	2,437	
農林水産省	治山事業費補助		46,804			
農林水産省	水土保持林整備治山事業費補助		26,875			
農林水産省	地すべり防止事業費補助		6,971			
農林水産省	農林水産省計		902,078	208,390	2,266,984	181,457
経済産業省	中小企業活性化補助金	一財化			95,653	
経済産業省	小規模企業等活性化補助金	一財化	22,573	22,573	181,710	
経済産業省	経済産業省計		22,573	22,573	277,363	
国土交通省	地籍調査費負担金	一財化	13,672	13,672	86,800	178,600
国土交通省	急傾斜地崩壊対策事業費補助		35,484			
国土交通省	急傾斜地基礎調査費補助		497			
国土交通省	海岸保全施設整備事業費補助					
国土交通省	公営住宅建設費等補助		147,258			
国土交通省	住宅地区改良費補助		18,729			
国土交通省	住宅宅地関連公共施設等総合整備事業費補助					
国土交通省	住宅市街地整備総合支援事業費補助					

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
国土交通省	住宅市街地総合整備促進事業費補助		57,165			
国土交通省	公営住宅家賃対策等補助	一財化	136,539	136,539	343,147	384,298
国土交通省	公営住宅建設等指導監督交付金	一財化	832	832	8,900	
国土交通省	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金	一財化	83	83	2,424	
国土交通省	都市再生推進事業費補助		11,727			
国土交通省	都市公園事業費補助		74,096			
国土交通省	下水道事業費補助		810,216			
国土交通省	都市水環境整備事業費補助		44,897			
国土交通省	河川等災害復旧事業費補助		28,196			
国土交通省	河川等災害関連事業費補助		2,251			
国土交通省	水産基盤整備事業費補助		62,953			
国土交通省	水源地域対策事業費補助		20			
国土交通省	自動車事故対策費補助金	一財化	78	78	319	
国土交通省	地方道路整備臨時交付金		707,200			
国土交通省	地域連携推進事業費補助		304,575			
国土交通省	交通連携推進事業費補助		133,413			
国土交通省	交通安全施設等整備事業費補助		93,275			
国土交通省	道路交通調査費補助		1,045			
国土交通省	交通円滑化事業費補助		92,122			
国土交通省	河川等関連公共施設整備促進事業費補助		25,802			
国土交通省	市街地環境改善事業費補助		14,245			
国土交通省	砂防事業費補助		63,307			
国土交通省	都市河川改修費補助		59,752			
国土交通省	準用河川改修費補助					
国土交通省	都市基盤河川改修費補助					
国土交通省	広域河川改修費補助					
国土交通省	河川総合開発事業費補助		36,445			
国土交通省	統合河川整備事業費補助		20,148			
国土交通省	地すべり対策事業費補助		10,899			
国土交通省	砂防基礎調査費補助		2,535			
国土交通省	港湾改修費補助		74,397			
国土交通省	廃棄物処理施設整備事業費補助		11,575			
国土交通省	港湾環境整備事業費補助		7,271			
国土交通省	まちづくり交付金		133,000			
国土交通省	国土交通省計		3,235,699	151,204	267,990	562,898
環境省	環境監視調査等補助金	一財化	2,655	2,655	21,146	

省庁	国庫補助負担金名 (目)	判断	国予算額 (百万円)	一般財源化の影響		
				国 (百万円)	県影響 (千円)	市町村影響 (千円)
環境省	鳥獣等保護事業費補助金	一財化	106	106	2,584	
環境省	自然公園等整備費補助		4,473			
環境省	廃棄物処理施設整備費補助		108,452			
環境省	環境省計		316,318	2,761	23,730	
電源特会	電源立地地域対策交付金		112,395			
電源特会	原子力施設等防災対策等交付金		14,884			
電源特会	電源立地等推進対策交付金		9,747			
電源特会	電源立地特別交付金					
電源特会	電源立地等推進対策補助金		8,777			
電源特会	水力発電施設周辺地域交付金					
電源特会	電源特会計		145,803			
石油特会	石油貯蔵施設立地対策等交付金		6,496			
石油特会	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		3,220			
石油特会	石油特別会計		9,716			
	後進地域特例法適用団体等補助率差額		120,594			
合計			18,277,803	3,018,489	12,687,792	10,053,184

(注)国予算額は、各種資料から把握できた数値(一部は、平成15年度予算額)

地方向け国庫補助負担金の全体像と平成17年度・18年度に改革すべき補助金等

(注1) 網掛けの補助金が改革すべき補助金(平成16年度予算ベース)

(注2) 補助金名の頭の 印は、昨年の「プロポジション10・16」に追加して一般財源化を提案しているもの

20.4兆円 (負担金16.8、補助金3.3、委託金0.3)

(単位：兆円)

社会保障関係 11.7							文教・科学振興 2.9		公共事業関係 4.8		その他 1.0
負担金 11.1							負担金 2.6		負担金 3.1	補助金 1.7	補助金
その他 1.0	老人医療 3.6	市町村国保 2.5	生活保護 1.7	介護保険 1.7	児童保護費 0.6	補助金 0.5	委託金 0.1	義務教育国庫負担金 2.5	補助金 0.3		補助金 0.8

身体障害者保護費負担金 1,046億円
養護老人ホーム等保護費負担金 567億円
保健事業費等負担金 304億円
児童扶養手当給付費負担金 3,013億円
原爆被爆者手当交付金 1,028億円

介護給付費負担金 10,903億円
同財政調整交付金 2,726億円
介護納付費負担金 2,495億円

児童保護費等負担金 6,240億円

在宅福祉事業費補助金 1,142億円
社会福祉施設等施設整備費補助金 1,098億円
児童保護費等補助金 742億円
身体障害者福祉費補助金 133億円
精神保健対策費補助金 231億円
医療施設運営費等補助金 187億円

私立高校等経常費助成費補助金 972億円
公立学校等施設整備費負担金 726億円
公立学校等施設整備費補助金 622億円
史跡等購入費補助金 153億円

協同農業普及事業交付金 234億円
小規模企業等活性化補助金 226億円
消防防災設備整備費補助金 113億円
農業関係補助金 1,123億円
林業・水産業関係補助金 230億円
公営住宅家賃対策等補助 1,365億円
電源立地地域対策交付金 1,124億円
都道府県警察費補助金 303億円

社会保障関係負担金 約1.94兆円

社会保障関係補助金 約0.38兆円

文教関係 0.27兆円

産業振興関係など 0.43兆円程度

3.02兆円程度を平成17年度・18年度に改革

問い合わせ先

佐賀県経営支援本部財務課

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 佐賀県庁

TEL 0952-25-7013 FAX 0952-25-7292

Mail zaimu@pref.saga.lg.jp

佐賀県 HP <http://www.pref.saga.lg.jp>